

平成30年3月12日

発 言 者	発 言 要 旨
大内委員長	<p>先日の委員会で知事の考え方を総務部長を通して聞くこととなっていた。まず、その件について総務部長から報告願います。</p>
総務部長	<p>9日の本委員会において、大内委員長から知事の考え方について2点確認するようにとの指示があった。私の方から、知事の考え方について報告する。</p> <p>1点目、人事委員会の意見に対する知事の考え方について。 「人事委員会勧告については、その趣旨を尊重すべきものであると認識しております。</p> <p>独自減額については、平成14年度に当時の高橋知事が、特別職について、景気の悪化等に伴う税収の大幅な減少などにより、県民の皆様にご我慢を強いる場合もあることを考慮し、県政運営に責任を有する立場にあるものとして、自らの姿勢を示し給料月額減額を実施し、併せて、一般職についても、県政運営において、ある程度の責任を有している者として管理職手当受給者について、管理職手当の減額を行うこととしたものでありますが、率を変更しながら、これまで継続してまいりました。</p> <p>なお、全国的には半数以上の県が、一般職の給料月額について減額を実施していたところですが、本県においては、管理職手当のみの減額を実施してまいりました。</p> <p>今回、この独自減額措置を特別職・一般職とも一旦廃止し、新たに私（知事）の給料月額について、1年間独自減額措置を講じることとし、副知事その他特別職の給料月額及び一般職の管理職手当についても、率について再設計し、併せて実施することとしたところです。</p> <p>一般職の管理職手当については、人事委員会勧告制度を踏まえるべきものであると認識しておりますが、ある程度の責任を有している者として、管理職手当受給者についても、1年間に限り、管理職手当の減額を行うこととしたものであります。」</p> <p>知事の考え方は以上のとおりだが、若干補足すると、一般職の管理職手当については、人事委員会の給与勧告制度の範疇に属するものである。したがって、本来は勧告制度に基づく額を支給すべきものであるが、特例的に減額措置を実施してきているところである。今回の条例案は、期間が1年間に限られているということで、31年度から減額支給措置が解消され、勧告に基づく本来の給与水準が確保できるよう、私ども当局としても、しっかりと調整していきたいと考えている。</p> <p>次に2点目、公約と独自減額措置の関係について。 「独自減額の取扱いにつきましては、1期目の公約で20%の減額の存続を実施することとし、就任後は、リーマンショックによる経済・雇用情勢の悪化等も踏まえ、減額率を21年12月からは22%を23%に、22年12月からは23%を25%まで拡大いたしました。</p> <p>2期目、3期目については公約には掲げておりませんでした。その時々々の情勢を踏まえ、これまで25%の減額を継続し、就任以来、給料月額を約3,200万円あまり減額してまいりました。</p> <p>退職手当につきましては、1期目は公約に掲げ、受け取らないこととしておりました。2期目は公約に掲げていなかったことから、当初、特例的な措置は行わない旨を申し上げたところですが、その後、県民の皆様の声</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小松副委員長	<p>を真摯に、重く受け止め、2期目の退職手当についても受け取らないことを決めました。3期目についても、同様に、公約に掲げておりませんでした。が、受け取らないこととしたところであります。</p> <p>今年度、県民を代表する有識者で構成する『山形県特別職報酬等審議会』を開催し、昨今の社会経済情勢等に照らし、議会の議員報酬及び知事や副知事の給料月額の内訳と併せまして、独自減額の取扱いにつきましても御議論をいただいたところであります。</p> <p>これまで、審議会を計3回にわたって開催し答申をいただきました。</p> <p>答申では、特別職の職務・職責を考慮の上、本県の人口規模や経済・財政に関する主要な指標に鑑みれば、本県特別職の報酬等の額の水準は、全国の都道府県との比較において、第30位台前半程度が妥当と考える。については、議会の議員報酬月額並びに知事及び副知事の給料月額の現行額を、今回議第50号において提案申し上げている額まで段階的に引き上げることが適当であるとのことであります。</p> <p>併せて、答申の際に、①減額措置は15年以上継続しているが、審議会の答申を得て定めた本来の額を受け取るべきである、②独自減額を実施することを否定するものではないが、経済情勢や財政状況の著しい悪化などがあつた場合において、減額率や期間を限定して実施すべきである、との附帯意見をいただいたところであります。</p> <p>この答申及び意見を踏まえ、まず、議員の議員報酬月額並びに知事及び副知事等の給料月額につきましては、答申の額まで2年間で約半額ずつ引き上げることとする条例案を提案申し上げたところです。</p> <p>併せて、独自減額につきましては、①本県の経済・雇用情勢については、一人当たり県民所得が21年の2,240千円、全国41位から26年には2,589千円、全国32位に、有効求人倍率が21年の0.36から直近の平成30年1月では1.73まで増加するなど、リーマンショック以前の水準まで回復していること、また、②ここ数年の税収の伸びに見られるとおり、個人所得、企業業績も堅調に推移してきていること、などに鑑み、審議会からいただきました御意見も踏まえ、現行の独自減額については一旦廃止したいと考えたところであります。</p> <p>その上で、長年減額を継続してきたこと、また、景気は回復基調ではありますが、まだ実感が湧かないという方もいらっしゃることを総合的に勘案して、私の心情といたしまして、新たに、減額率10%の独自減額を来年度1年間と期間を限定して実施させていただきたいと考え、提案申し上げたところでございます。</p> <p>県民に対する説明ということでは、県民を代表する有識者で構成されている審議会からの答申を踏まえ、今定例会において提案させていただいているところであり、私から議案の概要について説明をさせていただき、その後、議事の進行等に伴い関係部課長よりその内容の詳細について御説明申し上げたところであります。</p> <p>また、予算内示にあつた記者会見においても、方針を説明させていただいたところであります。</p> <p>さらにまた、本日このような形で、加えて説明させていただいておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。」</p> <p>1点確認したい。管理職手当の18%削減を1年間引き続き行うことは、審議会の答申又は意見の中で触れられた案件なのか、それとも触れられていないのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
総務部長	報酬等審議会の中では、一般職の給料・手当については議論されていない。
小松副委員長	そうすると、再度の減額措置を講ずる議第52号のうち、管理職手当の18%削減の設定は、執行部の考えとしての提案となるのか。
総務部長	先ほどの「知事の考え方」の中にもあったが、ある程度の責任を有している者として、管理職手当受給者についても、1年間に限り管理職手当の減額を行うことを執行部として判断し、提案した。
今井委員	報酬等審議会が今回開催されたが、委員のメンバーは以前から任命されていたのか。
総務部長	報酬等審議会の委員のメンバーは、条例に規定があり、「委員は、県内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する」、また、「委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする」となっている。 したがって、開催するとき知事が委員を任命し、今年1月開催の第3回で審議が終了しているので、これで委員の任期が終了している。
今井委員	この時期に報酬等審議会を開催した意味はあるのか。
総務部長	特別職の給料月額は、10年以上審議会を開かずに据え置きにしてきた。この間、経済情勢あるいは社会情勢等が色々と変わってきていることを踏まえ、取扱いを検討する時期にあるのではないかということで、今回、審議会を開催した。
船山委員	予算編成方針の統括的事項に「県民の声を的確に把握し、事業展開に反映」とあるが、どのような取扱いか。
財政課長	10月に発出した予算編成方針で、県民の声を的確に把握し、事業展開に反映することを部局に依頼している。要求部局においては、去年と同様ということではなく、都度、現場に近い総合支庁と連携するなどし、要求してほしいと考えている。
船山委員	「平成30年度県政運営の基本的考え方」に基づく、「県政運営の基盤」に掲げる5つの施策を推進するため所要額を要求できる「特別枠」の取扱いはどうか。
財政課長	10月に示された「平成30年度県政運営の基本的考え方」の中で、「県政運営の基盤」として5つ位置付けており、5つの分野を強化するものであれば所要額要求できることとした。 11月に知事、副知事に直接説明し、施策の方向性を協議してブラッシュアップをした。
船山委員	産振施設については、機械の修繕・更新について要望をし続けていたが、予算が付かないので要求しなくなったと聞く。教育庁では産振施設の一斉調査を実施し、どこの改善が必要なのか精査してまとめたとのことだった。

発 言 者	発 言 要 旨
財政課長	<p>財政課の担当者にも改善が必要な施設を見てもらいたいという声がある。そのような声への対応はどうか。</p>
財政課長	<p>予算編成が本格化する10月以降はなかなか時間が取れないため、年度前半に部局と情報を共有しながら現場を視察している。今後も部局と連携して現場を見ていきたい。</p>
船山委員	<p>政策を決定する方が現場を見るのは重要である。知事にも色々な現場を見てもらいたいと思う。</p>
船山委員	<p>30億円の経費削減にどのように取り組んでいくのか。</p>
財政課長	<p>県財政の中期展望において、今後も150億円を超える財源不足を見込んでおり、しっかり財源対策に取り組んでいく必要がある。その中で事務事業の見直し・改善については、30億円の削減を目標と設定しており、予算を組むにあたってはスクラップアンドビルドが必要である。</p> <p>来年度以降は、今年度までの20億円削減より高めの目標を設定し、財政健全化に取り組んでいく。</p>
船山委員	<p>県民生活に身近なところ、例えば、以前から重要だと言っている交通安全施設や教育施設の整備に手が回っていない印象がある。「若者の希望実現」という考えからも、教育関係は若者を育てる上で重要な分野である。そういう分野に配慮してほしい。</p>
財政課長	<p>県民生活に密着した施策についてももしっかり取り組んでいく必要があると考えている。来度予算で言えば、道路中期計画において、通学路の整備を「最優先する施策」としている交通安全施設整備事業を前年度より増額している。また、農業高校のトラクターやトラックなど産振施設についても、現場の声を聞き取り、従来の年次計画を前倒して整備することとした。具体的には、上山明新館高校と置賜農業高校のトラクター、庄内農業高校のトラックなどである。</p> <p>このように、県民生活に密着した予算についても、きめ細かに対応したところである。</p>
船山委員	<p>県内にはまだまだ整備や更新が必要な施設が数多くある。限られた予算で全てを早期に整備することは難しいとは思いますが、総合計画や短期アクションプランにもそのような事項も明記すれば、県民にもわかりやすいと考えるがどうか。</p>
企画主幹	<p>総合計画やその実行計画である短期アクションプランには、個別の社会資本整備や施設整備については、明確な記述がない状況である。しかしながら、施設は目的を達成するために整備するものであり、その目的の部分は計画に記載されている。個別の事業については、先ほど財政課長から答弁があったように、各部局が作成する計画や方針の中で具体化され、必要な予算要求がなされるものであり、総合計画や短期アクションプランは大きな目標や計画を記載するもの、ということでご理解いただきたい。</p>
船山委員	<p>短期的、中期的、長期的な計画がある。県民が希望を持てるような計画</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	を作成し、力強く推進してほしい。
田澤委員	予算説明附属書53ページに外部監査推進費1,072万9千円とあるが、来年度はどのような監査を行うのか。テーマは決まっているのか。
行政改革課長	来年度の包括外部監査の監査テーマについては、包括外部監査人と契約を締結した後に、監査人が検討していく予定である。
田澤委員	包括外部監査と監査委員による監査が互いに役割分担するなど、連携しながら実施することで相乗効果が出ると考えられるが、包括外部監査と監査委員の監査との連携の状況はどうか。
行政改革課長	包括外部監査における実施テーマや監査結果については、監査委員とも意見交換を行っている。特に包括外部監査において、指摘を受けた事項については、その対応状況を監査委員にも報告するなど、連携を図っている。
田澤委員	包括外部監査の場合、監査人が行政の内容を必ずしも熟知しているとは限らないため、時折ピント外れの意見が出る場合もあると思われるが、監査委員の監査との連携をより密にして、お互いに相乗効果が出るようにしてほしい。
田澤委員	地方自治法が改正され、今年4月以降、議会選出監査委員を置くか置かないかは各都道府県が判断できることとなった。本県の場合、監査委員の任期は今年度から2年間であるため、条例改正があるとすれば平成31年度からということになるだろうが、執行部としてはどのように考えているのか。
監査課長	<p>昨年6月に地方自治法が改正され、条例で定めることにより、議員のうちから監査委員を選任しないことができる、いわゆる「選択制」になった。この改正は今年4月から施行される。</p> <p>本県では、議選委員2名と識見委員2名という体制で監査を行っている。本県における法改正に対する対応としては、議選委員は県民の代表として現場の声を踏まえ、地域の実情をよく把握している立場から、識見委員とは異なる視点で監査しており、現行の委員体制で実効性のある監査を行っているとして事務局としては認識している。</p> <p>監査委員は知事が議会の同意を得て任命するものであり、任命権者としては、現在の議選監査委員の任期である来年4月29日までは現委員の体制とすることが適当と考えていると聞いている。</p> <p>法施行後の委員体制については、監査の適切な執行や、幅広い視点でのチェック機能の確保という観点から、他県の動向等を踏まえながら、慎重に検討していく必要があると考えている。</p>
田澤委員	まだ決まっていないということか。
監査課長	他県の動向等を見ると、現状維持とする団体が大多数であるため、慎重な検討が求められていると考えている。現時点では未定である。
田澤委員	議会にも条例提案権があるが、この件について議会が提案した場合はどうなるか。

発 言 者	発 言 要 旨
監査課長	<p>条例提案権自体は、指摘のとおり知事と議会が有しているが、監査委員は、自治法上は知事が議会の同意を得て任命することになっているため、一義的には知事が条例を提案していくものと理解している。任命権者である総務部と十分情報共有しながら、また議会にも相談しながら、必要な対応や検討を行っていきたい。</p>
田澤委員	<p>議会は監査よりも予算や条例の審議等に力を入れるべきという有識者の見解も耳にしたことがある。議会としてもどのように対応していくべき決めていかなければならないと考えている。</p>
田澤委員	<p>住宅宿泊事業法第18条の条例について、検討会を開くと聞いているが、委員は何名か。</p>
食品安全衛生課長	<p>検討会の構成については、まず市町村として、県内4ブロックから山形市、新庄市、米沢市、鶴岡市の4市。また温泉等の観光地を持つ自治体として、上山市、天童市、南陽市の3市。関係団体として観光2団体。これに加え防犯1団体、不動産1団体、旅館1団体の計12名を考えている。</p>
田澤委員	<p>区域を定めて住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるかと法第18条にある。区域の設定に関して、小学校周辺、住居専用地域など、様々なケースが考えられるが、本県としての考え方はどうか。</p>
食品安全衛生課長	<p>民泊という性格上、住居専用地域でも行うことができるため、住民の生活環境への悪影響を見極めなくてはならないと考えている。  国のガイドラインでは学校周辺を制限しており、他の自治体の例を見ると、学校周辺に加え住居専用地域を対象に制限しているところがある。  47都道府県のうち、区域を定めて期間を制限しているのが14道府県、制限を行わないと決定しているのが15都道府県、残りが未定か検討中である。</p>
田澤委員	<p>期間の設定については、法律の趣旨から「ゼロ日」とすることは認められないと思うが、例えば京都府は期間を「閑散期」としている。本県としての考え方はどうか。</p>
食品安全衛生課長	<p>ガイドラインには「市町村の意見を尊重する必要がある」と記載されている。京都府については、1月、2月の冬の閑散期のみ制限していたと認識している。いわゆる「ゼロ日規制」は法の趣旨に反し、事業そのものを制限するため、問題がある。影響の見極めが大事であり、慎重に対応していきたい。</p>
田澤委員	<p>条例で罰則を盛り込むことが可能となっているが、本県としての考え方はどうか。また他県の状況はどうか。</p>
食品安全衛生課長	<p>罰則については、法第15条「業務改善命令」、同16条「業務停止命令」、同17条「報告徴収及び立入検査」の規定がある。他県の条例をみると、法令のとおりとなっている。</p>
田澤委員	<p>検討会に山形市が入っているが、山形市が中核市になると、独自の条例を制定することになるのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
食品安全衛生課長	保健所設置市以上の規模の自治体であれば条例を策定でき、保健所を設置している自治体数は現在144ある。今後、山形市が中核市に移行して保健所を設置すれば、独自に条例を制定することができるようになる。なお、当該事務を独自に実施するか県へ移譲するかについては、山形市の判断となる。
田澤委員	いわゆる「上乘せ条例」についてはどう考えているか。
食品安全衛生課長	<p>法では年間宿泊日数が180日を超えてはならないと制限されている。これに加えての「上乘せ」としては、他県では、学校周辺で月曜から金曜までの事業実施を制限している例があり、その場合、土曜日、夏休み、冬休みのみ宿泊を認めるということになり、計算すると、土曜日52日、祝日12日、夏休み等50日程度で、年間112日程度に制限しているということになる。</p> <p>考え方としては、生活環境への悪影響がどうかという観点から判断するものと認識している。</p>
田澤委員	大阪の民泊施設で女性が殺害され、アメリカ人が容疑者として逮捕された事件では、本人確認に防犯カメラが有効であった。本県でこのような事件が起こると観光客が来なくなるおそれがあるため、補助金等を出し、防犯カメラの設置を義務付けてはどうか。
食品安全衛生課長	大阪では、いわゆる「ヤミ民泊」で殺人事件が起こった。防犯については、昨年末に民泊に関係する庁内連絡会議を開催し、県警からは警備第一課、生活環境課、組織犯罪対策課の関係3課が出席し、情報を共有した。届出のあった民泊施設については、県警と共有し、施設について担当課が現地を確認すると聞いている。防犯対策についてもしっかりと勉強していく。
田澤委員	山形県らしい民泊条例を作ってほしい。
田澤委員	これまで、県がサイバー攻撃を受けたという事例はあったか。
情報政策課長	これまでに4回あった。直近は平成26年度であり、ホームページへの大量アクセスにより、一時、サイト表示が遅延した。
田澤委員	本県におけるサイバー攻撃対策の状況はどうか。
情報政策課長	<p>サイバー攻撃は年々高度化しており、県としては、県及び県内市町村のインターネット接続を一元化するために、平成28年度に山形県・市町村情報セキュリティクラウドを整備し、昨年7月から運用を開始している。</p> <p>具体的には、インターネットの出入口に、外部からの攻撃を常時監視し、第三者からの不正なアクセスがあった場合は、即時にネットワークを遮断するという措置を講じている。また、職員が利用するインターネットや電子メールを経由しウイルスがネットワークに侵入しないよう、対策ソフトの導入などを実施している。</p> <p>この結果、山形県・市町村情報セキュリティクラウドの整備以後、現在までに不正アクセスやウイルス感染などの被害は発生していない。</p>
田澤委員	サイバー攻撃については、人材育成も含め、ハード・ソフト両面からの対策が必要と考える。国では専門的な人材の登用が進んでいるようだが、

発 言 者	発 言 要 旨
情報政策課長	<p>本県における人材の育成ないし採用についてはどうか。</p> <p>情報政策課の担当職員の育成については、民間や公的機関など、外部の研修を受講する中で、セキュリティ対策についての知識やスキルを習得している。他課のシステム担当職員については、内部研修として、外部講師を招いた研修を実施している。</p>
田澤委員	<p>予算説明附属書を見ると、給与システム運用管理費が約2億5千万円、ICTやまがた推進事業費が約10億円、財務会計システム運用管理事業費が約2億4千万円、税務情報化推進対策費が約3億円と、合計するとかなりの金額になる。これらの事業は相互にどのように関連しているのか。</p>
情報政策課長	<p>税政課の税務システム、会計課の財務会計システム、総務厚生課の総務事務システム及び人事課の人事給与システムの4つは、いわゆる大規模システムとされ、これまでは各所属で管理・運用していた。この度、当課として情報システム全体最適化推進事業費を提案しているが、来年度以降、これら4つの大規模システムについて、基盤となる部分を情報政策課が調達し、効率化を図っていく。</p>
田澤委員	<p>2020年に、国全体でセキュリティの専門人材が20万人近く不足すると言われてしている。ネットワーク全体をマネジメントできる人材を県としても育成して行ってほしい。</p>
情報政策課長	<p>2020年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、全世界から日本が注目される。サイバー攻撃についてもこの年が一つのピークになるだろうと想定される。セキュリティ人材は今後も重要になっていくが、県としては、これまで行ってきた外部研修・内部研修を継続しつつ、民間事業者と協働し検討を進めていきたい。</p>
田澤委員	<p>公舎維持管理費について、三川町の職員公舎は入居率が低いようだが、地元の人に土地を使わせるなどの活用法はないのか。</p>
管財課長	<p>三川町の職員公舎については、戸建公舎は全て廃止しているが、まだ建物は解体せずに残っている。また、以前独身寮として使っていた集合形式のアパートについても、廃止しているが建物は残っている。今後、有効活用について検討していきたい。</p>
今井委員	<p>来年4月から山形市が中核市に移行する予定である。県の協力が何よりも重要と思うが、県から市へ移譲される事務の数はどうか。</p>
市町村課長	<p>2,426である。</p>
今井委員	<p>権限の移譲はいくらあるのか。</p>
市町村課長	<p>許認可等、権限の移譲を含めて2,426である。</p>
今井委員	<p>法定移譲事務と任意移譲事務があるとのことだが、どうか。</p>



発 言 者	発 言 要 旨
市町村課長	法定移譲事務が2,172、任意移譲事務が254となっている。
今井委員	連携中枢都市圏とは何か。
市町村課長	中心となる都市が周辺の市町村と連携し、広域的なまちづくりを進めていくという考え方であり、その中心となる都市が「中核市」とされている。
今井委員	山形市が中核市となった場合、連携を進めるのは天童、上山、中山、山辺の2市2町か。それとも、これに西村山・北村山も入るのか。
市町村課長	山形市の連携中枢都市圏構想については、村山総合支庁が助言しながら検討を進めている段階である。
今井委員	保健所について、現在は村山保健所が山形市を含む7市7町を管轄していたが、中核市移行後は6市7町となるのか。
市町村課長	山形市が中核市に移行した際には、保健所が設置されるため、村山保健所は6市7町を所管することとなる。
今井委員	山形市は、中核市に移行するにあたり職員を91名増員すると聞いている。その分、県の事務がなくなるわけだが、県としては人員を減らすことになるのか。
市町村課長	2,426の移譲事務の事務量を積み上げ、単純に足しあげると40数名に換算できる。
人事課長	今ほどの40数名という数字は、20いくつの所属に分かれている事務の積み上げになるので、一課一課見たときには、1名に満たないものも積み上がっている。また、正職員だけでなく、非常勤職員も含めた人数になっている。平成31年度の体制については、これらを精査する形で検討していくことになる。
今井委員	中核市移行後も、人的な交流は必要だと思う。県として、山形市への協力をお願いしたい。
	山形市に対する県からの財政支援についてはどのように考えているのか。
市町村課長	財政支援については、山形市から相談を受けており、内部で検討を進めているところである。
今井委員	山形市は、獣医師が18名必要なところ、昨年1名しか確保できなかったと聞いているが、県内の獣医師の状況はどうか。共済組合などの大動物獣医は足りないと聞くがどうか。
食品安全衛生課長	獣医師免許の所管は農林水産省であり、県庁では畜産振興課の所管であるため、当課が把握している情報ということになるが、県内の獣医師は約350名である。このうち、県の獣医師は、衛生獣医師が56名、農林獣医師が48名の計104名である。また、共済組合の獣医師100名弱のほか、小動物の

発 言 者	発 言 要 旨
今井委員	<p>犬猫病院の獣医師などがある。</p> <p>獣医師については山形市とどのような調整がなされているのか。</p>
市町村課長	<p>獣医師職員の確保については、山形市としても強い課題認識を持って進めており、先般、「山形市獣医師職員確保プラン」を策定したところである。県としても、相談・検討を重ねており、できうる最大限の協力を行ってきたい。</p>
今井委員	<p>来年4月の中核市移行を前に、獣医師が18名必要なところ現在はまだ1名しか集まっていない。あと1年で17名は集まらないだろう。県でも必要な獣医師が集まっていない状況ではあるが、現実的には、県の獣医師を山形市に派遣するなど、人的な支援が必要になると考えるがどうか。</p>
市町村課長	<p>獣医師職員の確保について、山形市が最大限努力してもなお、不足するという場合は、県として支援を検討する必要があると思われる。</p>
今井委員	<p>県の内陸食肉衛生検査所の建物や設備は、山形市に譲渡されることになるのか。無償なのか有償なのか。</p>
市町村課長	<p>山形市から相談を受けており、内部で検討している段階である。</p>
今井委員	<p>詳細は検討中とのことだが、今年6月には県議会に議案が上がってくる予定である。その時までには明らかになるのか。</p>
市町村課長	<p>現在、市議会で議論されているところであり、今後、地方自治法の規定に基づき、中核市の指定に係る申出がなされ、これには県議会の同意が必要となる。その同意の際までには整理が必要だと認識している。</p>
今井委員	<p>内陸食肉衛生検査所には、山形市内から来る牛は少なく、尾花沢市等の北村山や、西村山から来るものが多いと思われる。それらを山形市が全て扱うことになるので、山形市に対する財政支援も含めて協力してほしい。これらに関する県の来年度の予算措置の状況はどうか。</p>
食品安全衛生課長	<p>山形市の中核市移行に伴い、県食肉検査体制の再編が必要である。現在、本所で行っている検査業務の一部や、農家への検査データ還元等の業務を置賜支所へ移す必要があるため、来年度当初予算で約1,100万円を計上している。</p>
今井委員	<p>置賜支所にあるものを本所に移すのか。</p>
食品安全衛生課長	<p>本所も置賜支所もそれぞれ、と畜場を管轄しているが、置賜支所で実施できない検査については、現在は検体を本所に持ち込んで検査している。山形市の中核市移行に伴い、支所でも検査できるような体制にするために、本所の検査機器を支所に移す費用等を予算計上している。</p>
今井委員	<p>内陸食肉衛生検査所の土地や建物を山形市に譲渡するかしないかをはっきりしてほしい。早く決めてほしい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
今井委員	現在、山形市の職員が県に研修に来ているようだが、どのような状況か。
市町村課長	今年度から、事前研修ということで山形市から10名の職員を受け入れている。次年度以降も要望を受けている。内容は、民生や保健衛生などの資格職員から事務職員まで幅広く受け入れている。
小松副委員長	今冬の豪雪では、死亡事故など人的被害をはじめ多くの雪害が発生した。豪雪においても災害救助法を適用して対応することも必要と思うが、県はどのように取り組んできたか。
危機管理課長	<p>災害救助法は、様々な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に適用でき、豪雪を含め各種災害において命の危険が差し迫った場合に速やかに適用すべきものと認識している。</p> <p>本県では、平成24年に各市町村等に設置している積雪観測地点の積雪深を基に法適用を検討する基準を設けた。</p> <p>今冬は、12市町村で適用基準を超えたほか、2月14日から15日にかけては他の多くの市町村においても当該基準に達するような積雪深になったことから、該当する市町村に対し、法適用検討を促す通知を改めて行った。</p>
小松副委員長	<p>鶴岡市では、豪雪により住家が倒壊した事例が発生したが、雪の重み等で戸が開かなくなるなど住家が倒壊するおそれがある場合、雪下ろしの人手や資金がない中にもかかわらず慣れない除雪作業等を自ら行わなければならない状況となるケースがある。</p> <p>今冬は積雪深が基準を超えた12市町村からの法適用の申し出はなかったが、全国での豪雪による適用事例はどうか。</p>
危機管理課長	本県では、各市町村に照会し、相談を受けたが、法の適用申請はなかった。全国的には、福井県と新潟県の一部の市町村で法が適用されている。
小松副委員長	<p>本県では、平成24年に尾花沢市と大石田町で法を適用し、各々50万円ほどの公費を使い除雪作業等を行った例があったが、国に対し緊急性を証明するための書類作成に相当な労力を費やしたと聞いている。</p> <p>法適用はセーフティネットとしての役割であるはずなのに、書類作成に手間がかかることについて、国に対し改善を提案する必要があるのではないか。</p>
危機管理課長	<p>内閣府に法適用を協議する際、書類や写真を提出したが、それらの書類は自ずと市町村に求めなければならない実情があった。</p> <p>国からは、命の危険が差し迫った場合の適用になるので、それなりの書類の提出を求められることになる。</p>
小松副委員長	基準に達していたにもかかわらず法適用に躊躇したのは、命の危険が差し迫っているという緊急性を証明することが大変難しいからと聞いている。このことを踏まえ、事前の説明会や研修会を開催するなどして、市町村が法適用申請をスムーズに行えるようにすべきではないか。
危機管理課長	国に対し必要な書類等を事前に確認するとともに、市町村に対する説明会の開催などを通して、市町村が法適用のための申し出を円滑にできるよ

発 言 者	発 言 要 旨
小松副委員長	<p>うにしていきたい。</p> <p>大雪警報や大雨警報が発表された場合の住民の行動については、ある程度理解されているが、雪崩注意報が発表された場合については、どのような行動を取ったらよいか住民の間で戸惑いがある。取るべき行動をどのように周知しているのか。また、雪崩危険箇所はどれくらいあるか。</p>
危機管理課長	<p>雪崩危険箇所については、県土整備部所管が935か所、農林水産部所管が282か所あり、ホームページやパンフレットで周知している。</p>
小松副委員長	<p>青森県など他県では雪崩危険箇所の地図を公表して具体的な場所を周知している例があるが、本県では具体的な場所を公表していないとの報道があったがどうか。</p>
危機管理課長	<p>県土整備部及び農林水産部とも雪崩危険箇所についてホームページで公開している。</p>
小松副委員長	<p>雪崩危険箇所が公表されているのであれば、自分で考え行動できるので、積極的に周知してほしい。</p>
小松副委員長	<p>デフレ脱却を目指し、平成28年2月に日銀によるマイナス金利政策が導入されてから丸二年になる。日銀が掲げるインフレ目標の達成のため、現在の金融政策が継続されていると聞く。こうした影響からか、県内の3銀行の昨年4月から12月までの中間決算をみると、低金利による資金の利益や手数料等の減少に伴い、純利益が前年同期と比べ、いずれも減益との報道があった。</p> <p>そのような中、県会計局では公金の管理・運用を行っているが、このような金融環境の中では、なかなか利益を得るような運用は難しいものと思われる。現在の県公金の運用状況、課題及び対応策はどうか。</p>
出納主幹	<p>県の公金については、地方自治法第254条の4の規定により、「最も確実かつ有利な方法」による運用が求められており、また、県民から預かっている大切な財産であるため、安全を第一に管理・運用を行っている。</p> <p>具体的には、日々の収支状況等を確認しながら、当面の支払い準備資金を除いた余裕資金を、元本保証のある銀行の定期預金及び譲渡性預金により運用している。基金については、地方債や地方公共団体金融機構債など、債券での運用も行っている。預金等の利率については、ご指摘のとおり、マイナス金利政策の影響により平成28年2月から大きく低下している状況である。</p> <p>今年度の定期預金等による運用の状況については、元本に対しこれまで70回を上回る運用を行っており、これは、昨年度と同程度の回数である。運用益については、昨年度と同様の1,700万円程度を見込んでいる。</p> <p>課題と対応については、日銀のマイナス金利政策が継続されると聞いており、今後も利率の上昇は見込めないと思われるが、引き続き、日々の収支状況を確認しながら、安全を第一に、できる限り有利な方法での運用に努めていきたい。</p>
小松副委員長	<p>道路や橋、公共施設など多くの社会資本が様々な産業活動を支え、県民</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会計局次長	<p>生活の安全・安心を確保している。公共事業の品質確保は、安価であれば良かった時代から、安全・安心が求められる時代へと移行しており、また、社会資本の長寿命化が求められる現在は、その重要性が一層高まっている。その意味で、工事が完了した際に行われる検査の役割は非常に重要なものだと考えられる。工事検査時の成績評定がどのように行われており、また、この度、その成績評定の内容に変更があったと聞いているが、その狙いは何か。</p> <p>加えて、公正で公平な成績評定を行うことは、公共工事の品質確保はもとより、優秀な施工業者の育成の観点からも重要である。成績評定を適切に行うための課題や対応策はどうか。</p> <p>工事検査時の成績評定は、農林水産部及び県土整備部が制定している山形県建設工事成績評定要領及び山形県建設工事成績評定考査基準に基づいて実施している。</p> <p>成績評定は、①施工体制、②配置技術者、③施工管理、④工程管理、⑤安全対策、⑥対外関係、⑦出来形、⑧品質、⑨出来栄え、⑩工事特性、⑪創意工夫、⑫地域貢献等の12の項目で行われる。</p> <p>それぞれの評定項目には、さらに細分化された評価事項が定められており、これらに基づき、工事が基準どおりに施工されているかをチェックする。そして、12の評定項目ごとに5段階又は7段階評価を行って、評定点を算出する評価方法となっている。</p> <p>チェック項目の全体数は、1工事あたりおよそ100項目に及び、これを監督員、総括監督員、検査員の3名が分担して評価を行っている。</p> <p>品質の優れた社会資本の整備を通して、その担い手となる優良な施工業者が育成され、将来にわたり県土が保全されることが重要であり、また課題でもあると考えている。</p> <p>適正な工事検査の実現のため、検査員は、自らの技術力の向上に努めるとともに、高い倫理観をもって公正公平かつ適正な検査を行うよう心掛けており、研修会等の機会を利用し、誰が行っても同じ評定となるよう徹底を図っている。</p>
小松副委員長	<p>会計局が所掌する業務は、県の出納事務の管理、言い換えればモノと金の出し入れをするセクションだが、その最高責任者が会計管理者(兼)会計局長であり、県の歳入・歳出事務をチェックし、公金の出し入れを適切に管理するとともに、決算の調製、物品の調達、あるいは県発注工事の検査といった業務を統括されている。</p> <p>会計管理者は、これまで企画をはじめ、農林、地方公営企業など多くの部門を歩まれたが、昨年4月から会計管理者として、執行機関を内部牽制する立場から県行政の推進に携わり、これまでとまた違った意味での苦労があったと思う。</p> <p>そこで、会計局における課題や今後の方向性について、所感を含め会計管理者にお尋ねする。</p>
会計管理者	<p>会計管理者は、現金の出納や支出負担行為の確認、決算の調製などを主な業務としている。会計事務の適切な執行を確保するため内部牽制の仕組みを採用しており、支出負担行為の確認や決算の公表など執行機関のチェック機能のほか、会計事務を適正に行うための指導検査や会計事務担当職員の育成など、非常に重要な役割を担っている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>監査委員からは会計事務や未収金について指摘を受けているが、会計局の仕事をきちんと評価いただくことで、一層適切な事務処理が確保されるものと考えている。</p> <p>また、公共調達については、「より良いものをより安く」調達することが大前提で、地方自治法では一般競争入札によるのが原則とされている。</p> <p>会計局では、物品や役務の調達に関する基本方針を策定し入札制度を運用してきているが、公正性、競争性及び透明性の確保はもとより、地域経済の活性化を促進するため県内企業の参入・受注機会の拡大を図ることが大きな課題であると考えている。</p> <p>先日、ある業界団体との意見交換の機会があり、官公需の受注により雇用が確保されていることに言及があった。公正取引委員会では、行き過ぎた地域要件の設定は入札談合を助長するおそれがあるとの見解を示しているが、公共調達に求められている役割を踏まえ、法制度の範囲内で、公共調達と地域経済が好循環を生み出す関係になるような制度の運用が不可欠であると改めて感じている。</p>
小松副委員長	<p>県職員の働き方改革について、どのような課題があると捉え、その改善に向けて、人事委員会としてこれまでどのような報告を行ってきたのか。</p>
人事委員会 事務局長	<p>政府が進める働き方改革では、長時間労働の是正が大きな柱となっており、公務員においても同様と考えている。</p> <p>各任命権者においては、時間外勤務縮減の取組みが進められ、一定の成果が認められるものの、災害対応やイベントなどで超過勤務が生じている状況にある。</p> <p>このような状況を受け、人事委員会では、例年の報告で、総実勤務時間の短縮について言及している。</p> <p>近年は、職場のマネジメントの徹底、業務の見直し、年休の取得しやすい環境作りに努める必要があることを述べている。</p> <p>平成29年は、全国的に教職員の長時間勤務の改善が問題であることから、勤務時間を意識した働き方、業務改善の取組みの推進について言及したところである。</p> <p>報告を踏まえ、知事部局では「職員のワーク・ライフ・バランスを推進するための重点方針」を策定し、超過勤務の縮減を推進しており、また、教育委員会では「学校における働き方改革の取組み手引き」を作成し、新年度早々に、各学校にお示しすると伺っており、こうした取組みにつながっていると考えている。</p>
小松副委員長	<p>各任命権者における取組みが一層進むよう、人事委員会においてしっかり研究し、県職員の働き方改革につながる報告を行ってほしい。</p>
人事委員会 事務局長	<p>職員の職場環境の整備は非常に重要な課題と認識している。</p> <p>また、就職先を考える際にも、職場の勤務環境は重要な要素となっており、採用を担当している人事委員会としては、より多くの、職務能力の高い有為な人材が就職先として山形県職員を希望していただけるよう、働きやすい職場環境づくりは特に重要であると考えている。</p> <p>今後も引き続き、任命権者の取組みについて調査・検証を行いながら、職員の皆さんが心身ともに健康で働きやすい職場作りに向けた取組みが一層推進していくよう取り組んでいきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
今井委員	<p>知事は、1期目の選挙公約で退職金の不支給と給料の独自減額を打ち出し、2期目と3期目が無投票当選だったので、公約がそのまま継続されているとの思いがあった。</p> <p>今般、知事が10%減額すると提案したということは、当初の政治公約であった20%の減額は、今はないということだと考えざるを得ない。</p> <p>ただ、一般職の管理職手当の18%という減額率は、少し高いのではないか。知事又は教育長等と同じ減額率でも良いのではないか。</p>
総務部長	<p>今回の減額幅について、年収ベースで試算したところ、知事・副知事は7.2%、教育長その他の特別職は3.6%、管理職については、部長が2.6%、課長が1.9%の影響額となっている。年収ベースで比較すると、職責に応じた差が付いていることになる。</p> <p>今回、再設計するにあたり、現行の18%で全体として段階的に差が付いているということで、分かりやすさもあり、今回、管理職手当については、18%で1年間設定したいと考えたところである。</p>
今井委員	<p>管理職手当の減額率は18%で据え置きなのに、他は下げている。経済情勢や雇用状況の改善等を考慮しても、ここは違うのではないか。</p>
総務部長	<p>知事が25%、副知事が15.5%という減額をこれまで実施してきており、これは全国で第3位という大きな減額である。</p> <p>今回、一般職の管理職手当の減額率が据え置きになっているが、知事・副知事をはじめとする特別職の減額幅が全国と比べて非常に大きかったことや、一般職について、一番多かった時期に30くらいの都道府県で管理職手当削減がなされている例があったことから、今回再設計させていただくにあたり、それぞれの職責に応じて、段階的に差が付いていることを議論した上で、執行部として決断し、条例を提案した。</p>
今井委員	<p>議第52号は、平成31年度に減額がなくなることを含めた議案ということでしょうか。</p>
総務部長	<p>議第52号については、第1条にあるとおり、今年4月1日から来年3月31日まで、つまり来年度1年間減額をするという規定になっている。</p> <p>議第52号は、来年度1年間有効な条例であり、平成31年度はこの条例がなくなり、減額率がゼロになるという意味が込められた条例案である。</p>
船山委員	<p>知事から丁寧な回答があったことについては、概ね理解をするものである。</p> <p>管理職手当については、現状よりも削減率を小さくした提案であれば良かったのではないかと私は思う。</p> <p>また、知事の回答の最後にあるが、記者会見で説明が事足りるというのは違うのではないかと思う。議会に対しては、今回、常任委員会に提示されたような考え方を予め示してもらえば良かった。</p> <p>議会と執行部との信頼関係を保持していくためにも、どのような形になるか分からないが、そのような意向を知事に伝えてほしい。</p>
大内委員長	<p>知事に対し、何らかの方法で総務常任委員会の意向を伝えるべきということか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
田澤委員	<p>各委員から意見はあるか。</p> <p>これまで委員会の中で出た意見等をまとめて文章にし、部長から届けてもらう方法が考えられる。過去には議長から申し出たこともあったが、今回の場合は委員会として伝えればよいのではないか。</p>
大内委員長	<p>どのような方法で伝えるべきか、各委員から意見はあるか。</p>
船山委員	<p>総務常任委員会の総意として、記者会見で話をしたからそれでいいということではなく、重要案件については議会に対して丁寧な説明を行ってほしいということを文章化して知事に伝えてもらうのが良いのではないか。</p>
大内委員長	<p>今回の議案についてではなく、より一般的な話として、ということか。</p>
船山委員	<p>議案そのものについてではなく、重要案件については、記者会見ではなく、議会に対して丁寧な説明を行ってほしいということである。</p>
石黒委員	<p>総務常任委員会として責任ある議論をしているわけなので、総務部長に取扱いを問いかけ、持ち帰ると回答するなら、それでいいのではないか。文章にしないと信頼関係が保てないということはないと思う。</p>
大内委員長	<p>この委員会として議案に対し意見を言うのであれば、附帯決議・附帯意見という方法になるのではないか。</p>
船山委員	<p>附帯決議をつけるまでではないと私は思う。</p>
総務部長	<p>本日お示しした「知事の考え方」の中に記者会見についての記載があるが、今回の質問が「県民に対して丁寧に説明すべきではないか」ということだったので、これも県民への説明に含まれるという趣旨で加えたものである。</p> <p>議会に対する説明は、全く別の話だと考えている。本会議における知事の提案理由の説明の中で、この条例案について触れた上で、「議事の進行に従い、関係部課長から説明を申し上げます」と知事から申し上げた。</p> <p>それを踏まえ、私が議案説明会の中で条例案について説明し、具体については、当委員会の初日において、人事課長から報酬等審議会の経過も含めて説明し、また、先週金曜日と本日、様々な質疑応答があったところである。</p> <p>今後、どのような方法があるかについては、委員会側とも相談の上、対応したい。</p> <p>今回の議案については、これまでの本会議、委員会、あるいは議案説明会の場を通してそれぞれ説明した次第であり、御理解いただきたい。</p>
阿部(昇)委員	<p>色々な考え方があるので、委員長の独断にならないようお願いしたい。</p>
大内委員長	<p>副委員長としっかり相談し、委員長報告の中に、知事にしっかりと説明を果たしてほしい旨を盛り込ませていただきたい。</p>